

# 常総市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 現状

本市の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、その健全化を図ることが重要な課題となっております。

本市では、平成18年4月より技能労務職員等の給料表に国の行政職給料表(二)を採用し、給与構造見直しに従い給与水準を3.2%引き下げました。

この取組方針は、平成19年7月に国から示された「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定するものであり、今後の技能労務職員等の給与等の見直しの基本となるものです。

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
常総市	52.8 歳	27 人	322,300 円	386,500 円	—	—	—	—
清掃職員	54.8 歳	5 人	364,600 円	406,500 円	400,200 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳	300,000 円
学校給食員	52.9 歳	7 人	357,100 円	382,500 円	379,500 円	調理士	41.5 歳	257,000 円
その他	52.1 歳	15 人	292,000 円	355,500 円	352,900 円	—	—	—
茨城県	47.7 歳	530 人	332,052 円	375,951 円	354,122 円	—	—	—
国	48.8 歳	5193 人	28,7094 円	—	320,514 円	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当の合計額である。

※ その他とは、自動車学校教官及び保育所調理員である。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職員等の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態において完全に一致しているものではありません。

### (2) 年齢別職員数 (平成19年4月1日)

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
清掃職員								1	3	8	9	3	27
学校給食員						1				2	4		7
その他						2			3	5	3	2	15

### (3) その他技能労務職員の給与に関する事項

#### ア 給料表

国の行政職給料表(二)に同じの5級制を採用しています。  
また職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

#### イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、主な手当の内容は、次のとおりです。

手当の名称	手当の内容(月額)	国制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	扶養親族 1人につき 6,500円	同
	配偶者なしの場合の1人目 11,000円	同
住居手当	借家(家賃55,000円以上) 27,000円	同
	持ち家 2,500円	異
通勤手当	交通機関等利用者の支給限度額 55,000円	同
	自動車等利用者の支給限度額 27,900円	異
特殊勤務手当	学校給食センター業務手当 月額 3,000円	異
	感染症防疫作業手当 1日につき 400円	同
	犬猫死体処理手当 1体につき 1,000円	異

#### ウ 昇給基準

昇給時期を、毎年1月1日と定め、それぞれの勤務実績・勤務評価等に応じて4号給(58歳以上の職員にあっては2号給)を標準に昇給を実施しています。

なお、昇給抑制措置により、平成20年1月期から平成22年1月期は3号給を標準として昇給を行っています。

## 2 基本的な考え方

現在まで「行政改革大綱」及び「行政改革集中改革プラン」に基づき、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、民間委託などによる事務の効率化を積極的に推進することにより、適正な定員管理に努めてきました。

また、職員給与については、国に準じた制度及び運用を基本に、適正な給与体系の見直しを図っています。

具体的には、技能労務職員の退職者に対する不補充、国に準じた給料表への見直し、各種手当の見直し等を実施してきました。

今後も退職者不補充とし、新規正規職員の採用は行わないこととします。また民間委託等にふさわしい業務については、市民サービスの維持・向上等に留意しつつ、積極的に推進します。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表

平成18年度から国の行政職給料表(二)に改正しています。

### (2) 手当について

地域手当については、平成19年度に見直しを実施し、平成20年4月から当分の間支給しないこととします。

また特殊勤務手当等については、以前より見直しを実施しておりますが、業務内容・支給実績等を考慮しながら、引き続き見直しを行ってまいります。

### (3)昇格・昇給のあり方

毎年全職員を対象に勤務実績等に応じて、昇給・昇格に反映しています。今後、人事評価制度導入の検討を行い、職員の能力・実績をより重視した給与制度への転換を図ってまいります。

## 4 その他

---

今後の技能労務職の職員数の推移については、平成19年4月1日現在の技能労務職員数27人ですが、退職不補充により平成26年度には7人となる見込みです。

このことを踏まえ、退職者不補充とし新規正規職員の採用は行なわないことから今後事務事業の見直しを行い、民間に委ねることができる業務については、早急に検討が必要と考えております。

### 技能労務職員数の推移

(毎年度4月1日)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全体	人 24	人 21	人 15	人 15	人 12	人 9	人 7	人 7	人 6	人 5	人 4
清掃職員	4	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1
学校給食員	7	6	3	3	3	3	1	1	1	1	1
その他	13	11	10	10	7	5	5	5	4	3	2